



疾如風徐如林侵掠如火不動如山

信玄が眠る恵林寺にて

photo by O. Kadota

これは戦国武将・武田信玄の軍旗である「孫子の旗」に書かれた言葉です。その由来は孫子の「兵法」の中にあるとされています。該当する部分を漢文のまま載せますと「…故兵以詐立、以利動、以分合爲變者也、故其疾如風、其徐如林、侵掠如火、不動如山、難知如陰、動如雷震、掠郷分衆、廓地分利、懸權而動、先知迂直之計者勝、此軍争之法也、…」、(…故に兵は詐をもって立ち、利をもって動き、分合をもって変をなすものなり。故にその疾きこと風のごとく、その徐かなること林のごとく、侵掠すること火のごとく、動かざること山のごとく、知りがたきこと陰のごとく、動くこと雷霆のごとし。郷を掠(かす)めて衆を分かち、地を廓(ひろ)めて利を分かち、権を懸けて動く。迂直の計を先知する者は勝つ。これ軍争の法なり。…)です。これは十三編ある孫子の「兵法」の一編の中のほんの一文です。要するに…、と言いたいところですが、孫子の「兵法」については、書籍も多数出版されていますし、私は全文に通じているわけではありませんので、この一文の解釈についてはそちらに譲りたいと思います。ただ、「兵法」の中には現代の会社経営にも必要である戦略や戦術を実行するリーダーの条件など皆様にも役立つヒントがあ

るかもしれません。ご興味のある方はぜひ一読下さい。

戦国武将・武田信玄…。激動の戦国時代を生きた数多の人間の中でもひと際存在感のある武将ですね。一国の国主から、変幻自在・千変万化な戦略を練り、軍隊を操り、近隣諸国を平定し、最後は天下に覇を唱える寸前までになりました。しかし、上洛途中に彼は病に倒れ、帰らぬ人に…まさか、そのおよそ10年後に、武田家が滅ぶことになるとは思わなかったでしょうね。

偉大なリーダー・信玄の亡き後、その家督を継いだ若き勝頼と、信玄とともに数々の戦(いくさ)をくぐり抜けてきた宿老たちの確執は大きかったようです。現代にもあるジェネレーションギャップでしょうか…? 信玄自身もまさか上洛の道半ばでこの世を去るとは思っていなかったでしょうから、後継者を教育し、その地位の確立させることも“道半ば”だったのかもしれませんが。勝頼が宿老たちからも一目置かれ、武田家の跡目として誰からも認められるようにまで育てていれば、その後の織田信長、豊臣秀吉、徳川家康の覇権争いもまた変わった様子になっていたかもしれませんね。

特集:男女雇用機会均等法改正

平成19年4月1日、男女雇用機会均等法は昭和62年の法律施行以来の大改正を経て、施行されました。今回は、その主なポイントを説明します。

1. 性別を理由とする差別の禁止

- 改正前：女性の差別禁止⇒【男女双方の差別禁止】
- 募集、採用、配置等のほか、業務配分、権限の付与、職種や雇用形態の変更、退職勧奨、労働契約の更新等の側面でも差別は禁止。

例) 男女で予算権限(額)に差をつける、転勤を条件等

2. 間接差別の禁止

- 募集・採用に身体能力を要件としたり、雇用管理上の昇進に転勤経験を要件としたりすること

例) 身長180cm以上の営業社員募集といった、直接性別を明らかにしないものの間接的に片方の性に偏った応募を導き出そうとする等の差別は禁止、

3. 妊娠・出産・産休取得等を理由とする不利益取り扱いの禁止等

- 改正前：解雇禁止⇒【不利益取り扱いの禁止】
- 妊娠中・産後1年以内の解雇は、事業主の反証(妊娠出産が理由ではない理由の明示)がない限り無効

4. セクシュアルハラスメントの防止

- 事業主の雇用管理上の措置を義務づけ⇒右項へ。
- 紛争解決援助の対象項目にセクハラを追加
- 是正指導に応じない場合に、企業名を公表

5. 母性健康管理

その他：労働基準法：女性の坑内労働の一部が解禁

事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上構すべき措置に関する指針

左記の改正のうちセクシュアルハラスメントに関しては特に指針が出され、**事業主に9つの義務**が課されました。

1. 事業主の方針の明確化・周知・啓発

- (1) 職場におけるセクハラの内容、セクハラがあってはならない旨を周知・徹底すること【義務1】
- (2) 行為者に対する厳正な対処の方針、対処の内容を就業規則に定めること【義務2】

2. 相談に応じ、適切に対応するための体制作り

- (1) 相談対応窓口をあらかじめ定めること【義務3】
- (2) 窓口担当者が広く相談に応じ、適切に対応できるようにすること【義務4】

3. セクハラ発生時、事後の迅速かつ適切な対応

- (1) 事実関係を迅速・適切に把握すること【義務5】
- (2) 事実が確認できた場合には、行為者・被害者に対して適正な措置を行うこと【義務6】
- (3) 再発防止に向けた措置を講ずること【義務7】

4. 1. ~3. とあわせて講ずるべき措置

- (1) 相談・対応の内容、相談者、行為者等の情報管理、プライバシー保護を徹底すること【義務8】
- (2) 相談をしたこと、事実確認に協力したことを理由に不利益取り扱いを行わないこと【義務9】

上記に対する詳しい内容、就業規則の改訂、社内・社外における相談窓口の設置などについて、皆様のご相談を承っています。どうぞお気軽にご相談ください。

pick up! Report 労働保険年度更新事務全面ストップ

いつもなら4月1日にポストに届くはずの黄緑色の封筒。私たちにとっては季節の風物詩とも言える「労働保険年度更新資料」が、今年は全国の労働局で“投函お預け”の事態となっています。これは、厚生労働省が3月28日、成立前の雇用保険法改正ポイントの資料を「本日、可決成立した」と記し、議員会館に誤って配布したミスがあった影響で、法案の29日成立、4月1日施行を前提にして、立法府である国会が怒って(!) 審議をしなかったため。

4月1日と同時に、保険料の納付手続きが始まる予定だった都道府県労働局・労働基準監督署の事務処理が立ち往生しています。改正法の成立は、4月11日以降になりそうだとされており、申告書の送付もそれ以降となるでしょう。今年は保険料率改訂や石綿拠出金など新しい項目があるにもかかわらず、東京などでは会場変更できずに説明会が中止になるところもあるとか。皆様にご心配をおかけしないよう当事務所では準備を進めています。(社会保険労務士 門田陽子)

編集後記：

メタボリックシンドローム・・・最近すっかり耳に馴染んでしまったこの言葉。「メタボ」なんて略してしまうこともあるようです。漫画のキャラクターに出てきそうな可愛い言葉にも聞こえますが、実は様々な病気を引き起こす可能性のある、自覚すべき症状です。厚生労働省はこのメタボリックシンドロームによる社会保障費の増加をくいとめるための対策として、来年4月から職場の定期健康診断の項目に「腹囲測定」を入れることを決定しました。対象は40歳以上。腹囲が男性85センチ以上、女性90センチ以上の方は健康管理に特に注意をしましょう。それが長く健康に、幸せに暮らすことができる大きな一歩になります。あ、今そこで「えっ腹囲?!」と思っているあなた、今日の昼食からちょっと考えましょうネ、って自分に言い聞かせているのは私?!

pick up! Report 健康保険・厚生年金の一部がかわります

【健康保険】

健康保険料の等級が上下に4等級ずつ増えました。

これに伴い、4月分の控除から給与計算事務時に、保険料の額が変更になります。なお、社会保険事務所に提出した直近の報酬額(算定基礎届け・月額変更届等)により自動的に変更されていますので、特に新たな手続きは不要です。

【厚生年金保険】

- 70歳以上の年金受給者にも、60歳代後半の在職老齢年金の調整と同じ仕組みが適用されます。
- 70歳以上被用者該当届が必要になります。**昭和12年4月2日以降**に生まれた方の「雇用」「継続雇用」「報酬変更」等について届出が必要になります。
- 65歳以降の老齢厚生年金繰り下げ制度が始まります。
- 遺族厚生年金の見直しが行われました。
- 離婚時の厚生年金分割制度が始まりました。

「特集：会社法施行実務」はお休みさせていただきます。

Kadota office.com 2007. 4

#発行:2007年4月10日 #編集・構成:Kadota-Office

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS:〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL:022-271-6751 FAX:022-271-6758

URL : <http://www.kadota-office.com/>

mail : info@kadota-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>